

# ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業 募集要項

## 1 目的

県は、高齢化の進展などにより顕在化している様々な社会的課題の解決に向けて「Society5.0」の考え方も取り入れ、市町村や企業、アカデミア等と連携しながら、テクノロジーを活用した実践的な取組みを推進しています。

このたび、県が目指すドローン前提社会の実現に向けて、ドローンのさらなる活用や県民の理解促進を図るモデル事業の提案を募集します。

## 2 募集（受付）期間

令和元年8月1日（木）から9月12日（木）まで【第1期】

※ モデル事業の決定は、提案書等を受理した後、概ね1か月以内に行う予定です。

※ 第1期の募集期間終了後、再度募集を行う予定です。

## 3 募集条件

### （1）対象事業

県内のフィールドにおいて、ドローンを活用して社会的課題の解決に取り組む事業  
提案

（例）

（災害関係）

ア 火山活動の監視や災害時の協力体制強化のための訓練への活用

イ 海水浴場や河川における水難救助への活用

（環境関係）

ウ 山間部など不法投棄されやすい箇所の確認や過剰な廃棄物保管等の調査への活用

エ 森林と人の居住区域との境界付近等での鳥獣害対策への活用

オ 現地調査が困難な斜面地等での農地の現況調査（耕作放棄地等）への活用

（物流関係）

カ レジャー施設等における物品の運搬への活用

キ 交通不便地等での買い物弱者の物資等配達への活用

（点検・監視関係）

ク 公共施設の点検や維持管理への活用

ケ 漁港等における砂の堆積状況の監視や不法投棄への活用

（観光関係）

コ 文化財や観光名所、イベント等を空撮し、プロモーションや地域づくりへの活用

※ 具体的なフィールドの候補地については、直接お問い合わせください。

## (2) 応募資格

- ア 法人であること\*
- イ モデル事業の実施に当たり、十分な安全が確保され、万が一事故が発生した場合にも適切な対応のできる体制が整っていること
- ウ 県が予定しているPR動画の作成等に協力できること
- エ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- オ モデル事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質を有すること
- カ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと

※ 複数法人での共同事業の場合は、主にモデル事業を行う法人が代表して提案を行うこと。  
また、エからカの資格はすべての法人が満たすこと。

## (3) 事業実施期間

モデル事業の決定後、令和2年3月31日（火）まで

## 4 県の支援内容

- (1) モデル事業を実施するフィールドの提供・調整
- (2) 必要な法令等の手続きの確認及び関係機関への橋渡しの調整等
- (3) モデル事業の実施結果のメディア等を通じたPR

## 5 実施の流れ

### (1) モデル事業の提案

モデル事業の提案者（以下、提案者という）は、6（1）に定める「提出書類」を、6（2）に定める「提出先」に提出してください。

### (2) フィールド所有者等との調整及びモデル事業の実施計画の修正

県と提案者は、モデル事業の実施に向けフィールド所有者等との調整などを行い、フィールド決定後に飛行計画書を提出いただきます。

なお、提案者は、県と連携して必要な法令等の手続きを行います。

### (3) モデル事業の確認・決定

県は、（2）の調整が終了したモデル事業の提案について、専門家による必要な助言や、別紙による確認を行い、その結果を書面で通知します。

### (4) モデル事業の開始

提案者は、モデル事業実施前に県に誓約書を提出し、航空法その他の関係法令等を遵守するとともに、フィールド周辺の住民等に十分な配慮を行い、自らの責任において、安全かつ適切な方法でモデル事業を実施します。

### (5) 中間報告

提案者は、事業実施期間中、県の求めに応じて事業の進捗状況について中間報告を行います。

### (6) 結果報告

提案者は、モデル事業実施後、速やかに結果報告書（A4，5枚以内）を作成して県に報告します。

## (7) 実施結果のPR

県は、メディア等を通じてモデル事業の実施結果をPRします。

### ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業のスケジュール（イメージ）

8月	9月～12月	1月～3月
● モデル事業 募集・提案・決定	● モデル事業 順次実施	● 中間報告
		● 結果報告
	● 動画、冊子作成・メディアPR	●

## 6 応募の方法

### (1) 提出書類（各1部）

#### <モデル事業の提出時>

- ア ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業 提案書
- イ ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業 実施体制等説明書
- ウ ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業 内容説明書
- エ 対象商品・サービスの概要書、企業概要、法人登記事項証明書（原本）※、直近2年分の財務諸表

※ 提出日から3か月以内に発行されたもの。

#### <フィールド決定後>

- オ ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業 飛行計画書

#### <モデル事業の決定後>

- カ 誓約書

### (2) 提出先

(1) の書類の提出は、書類一式を以下の提出先に持参又は郵送してください。

〒231 - 8588（住所の記載を省略できます。）横浜市中区日本大通1  
神奈川県政策局未来創生課未来創生グループ  
電話：045 - 285 - 0710（直通）

## 7 確認方法等

### (1) 確認項目

別紙「確認の視点」に基づき、事業の波及効果や安全性、実現可能性について確認し、モデル事業を決定します。

### (2) 決定結果の公表

決定したモデル事業については、法人の名称（複数の法人による場合は、グループの名称、代表法人及びすべての協力法人の名称）、事業テーマ及びその概要を公表します。